

# 一般財団法人 国際教育文化交流協会 (ISECE) アシスタント教師派遣プログラム約款

## 第1条 (約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、一般財団法人国際教育文化交流協会(以下「当協会」といいます)に対し、プログラムに含まれる各種サービスを申し込みます。

## 第2条 (契約の申し込みと成立)

- 本約款における申し込み希望者によるプログラムの契約の申し込みは、申し込み希望者が、当協会に対して本約款に基づき、所定の「プログラム申し込み書」を作成・提出し、かつ第6条(1)項に基づき所定の「コンサルテング費」を支払い、当協会がその「研修プログラム申し込み書」の提出及び「コンサルテング費」の受領を確認したときをいいます(当協会が申し込みを承諾した申し込み希望者を以下「申し込み者」といいます)。
- 本約款に基づく申し込み者と当協会との間のプログラム契約は、当協会が申し込み者に対し、申し込み者からの申し込みを承諾する旨の書面(プログラム申し込み確認書)を送付したとき成立するものとします。
- 研修修検先(以下「研修先」といいます)が決定し、研修手続きを開始するとき、当協会はその確認として申し込み者に対し出願申し込みを承諾する旨の書面(研修手続き引受確認書)を送付します。

## 第3条 (拒否事由)

当協会は、申し込み者から、本約款に基づくプログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

- 申し込み者の日本での学業成績や教育実習経験等が研修先及びJ-ビザ申請に不可欠なDS フォーム発行を発行する米国国務省認定教育財団が定める評定値に達していない場合、又は、申し込み者に研修に定めた条件が備わっていないと当協会が認めたとき。
- 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(両親等)の同意がないとき。
- 申し込み者が希望する研修先を定輸入可能な余裕がない場合等、客観的に研修が認められる可能性がないことが明らかとなるとき。
- 申し込み者が希望する研修先・研修時期の申し込み手続きの期限までに、研修手続きが完了できる見通しがないとき。
- 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、研修プログラムの参加に不適切であると当協会が認めたとき。
- その他、当協会が不適当と認めたとき。

## 第4条 (プログラムの範囲)

当研修プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在までの学業成績や教育実習経験ならびに英語力を基に、当協会のカウンセラーが個別にカウンセリングを行い、以下に明記された申し込み者の希望する研修先に対する研修申し込み手続き等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申し込み者の希望する研修先への受入れ保証や研修先での研修成果等を請け負ったり、その他研修中あるいは研修終了後の申し込み者に対して何らの保証を行うものではありません。従って、カウンセリング開始後は本約款に定められている場合を除き、コンサルテング費の返還はいたしません。このプログラムの有効期限は、申し込み日から出発までの最長2年間です。

この参加費に含まれるサービスは、次の通りです。

- 希望研修先の選択  
申し込み者は、申し込み者の希望研修先を担当カウンセラーと相談しつつ、申し込み者の意思により研修地を一つ選択します。研修地内への派遣先校は、申し込み者の希望を優先しますが、決定権は受入れ側にあります。
- 各種手続きの代行
  - 受け入れ合意取得手続き  
研修先から受入れの合意を取得します。
  - 滞在先手続き  
当協会は、申し込み者が研修中のホームステイ滞先の申込およびシェアハウスの申込手続きを代行いたします。
  - 海外留学保険加入手続き  
当協会は、海外留学保険の加入手続きを代行します。このプログラム参加者は、受入れ先の受入れ条件として、海外留学保険への加入が義務付けられています。
  - パスポート申請書類  
申し込み者が希望する場合、当協会の指定する旅行代理店が、別途料金にて作成します。ただし、パスポート申請時及び受領時は、申し込み者本人が所轄官庁に出向しなければなりません。
  - ビザ取得手続きサポート  
この研修プログラムはビザが必要となりますので、当協会が申請書類の作成指導、アドバイスをします。ビザの代理申請はできません。
  - 必要書類の翻訳  
研修手続きに必要な書類の作成にあたって、指定された言語での書類が申し込み者において用意できない場合、当協会は翻訳会社に依頼して預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書及び戸籍謄本(抄本)を翻訳いたします。翻訳料金は、翻訳会社の規定によります。
  - オリエンテーション  
当協会では、出発前に現地受け入れ先担当者がスクایプを通じて実施するオリエンテーションを実施します。参加費用は別途必要となります。研修生の役割と責任、危機管理、受入れ校規則、ホームステイ上の注意、服装、週末の過ごし方等に関して説明します。オリエンテーション会場までの交通費は、申し込み者負担となります。

## 第5条 (必要書類)

申し込み者が研修プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、研修手続きに必要な書類は、当協会より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当協会の手続き担当カウンセラーまでお送りください。

## 第6条 (諸費用)

- コンサルテング費  
この研修プログラムの募集要項上に定めるコンサルテング費を本第2条及び第9条に記載通りお支払いいただきます。尚、コンサルテング費には、消費税が含まれています。
- 宿泊費  
このプログラムでは、受入地域により無料のホームステイが提供されます。ホームステイ期間中の食事も原則として無料で提供されます。
- 緊急連絡費  
申し込み者本人またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を要する場合、当協会は希望研

修先あるいは滞在先等の関係各所への緊急連絡をお引き受けいたします。その際にかかる費用は、相手国を問わず1件1回あたり5,000円にて申し受けます。この場合、申し込み者は、当協会が申し込み者に対して請求する金額を直ちに当協会に対して支払うものとします。

## 第7条 (翻訳代行)

預金残高証明書、卒業証明書、成績証明書、戸籍謄本または抄本等必要書類の翻訳。なお、翻訳料は、各翻訳会社により異なりますので、事前に申込者の合意を得た上で翻訳会社への発注を行います。

## 第8条 (その他の諸費用)

- 本条(1)項から(4)項で定める費用の他、当協会は、申し込み者の希望や必要性に応じて、以下の費用を申し込み者に対して、別途手配、請求いたします。申し込み者は、当協会から下記諸費用の支払い請求があった場合は、直ちにかかる諸費用を当社に対して支払うものとします。
  - ①外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料
  - ②その他、当協会が申し込み者に対して、本条に記載する以外で研修プログラムを提供するにあたり合理的と認める諸費用

## 第9条 (申し込み後の変更と変更手数料)

申し込み者の都合により、研修先へ依頼を要する申し込み内容を変更する場合(ご出発後の変更も含みます)、変更手数料がかかります。

- 研修手続きをした結果、第12条(1)項の①②③に定める事由によって研修が不能となった場合において、申し込み者が研修条件を変更して再度研修手続きを行うことを希望したとき、当協会は本条の変更手数料を支払うこととし、再度研修手続きを行います。
- 空港送迎手配のため送迎手配先へ当協会から到着連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,150円(税込)を別途申し受けます。

## 第10条 (支払い)

申し込み者は、第6条ないし第7条に定められた、コンサルテング費、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当協会が指定する期日までに当協会指定の口座に振り込みまたは所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当協会は本約款に基づき、申し込み者が当協会に対して支払ったコンサルテング費、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申し込み者に対して返還いたしません。申し込み者が当協会指定の期日までに本約款に定める費用を当協会に対して支払わない場合、当協会は申し込み者に対する研修プログラムの提供を停止する場合があります。なお、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当協会に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当協会から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、全て申し込み者の負担となります。

## 第11条 (申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、研修プログラム契約の申し込み後に研修プログラム契約を解約する場合は、当該研修プログラムの解約の定めに基づき、申し込み者に対する返金を行います。

## 第12条 (各種手続きの継続が不可能な場合)

当協会指定の期日までに必要な書類、または費用が申し込み者により送付・入金されず、当協会の責によらない事由により当協会が各種手続きの代行ができなかった場合、当協会は申し込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した、希望研修先に対するキャンセル料等、当協会の責によらない事由により、当協会に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものと、別途当協会から請求致します。申し込み者は、当協会からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当協会に支払うものとします。

## 第13条 (当協会からの解約)

- 申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当協会は催告の上、本約款に基づく研修プログラム契約を解約することができるものとします。
  - ①申し込み者が、当協会指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
  - ②申し込み者が、当協会指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
  - ③申し込み者が所在不明、または1か月以上にわたり連絡不能となったとき。
  - ④申し込み者が当協会に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
  - ⑤申し込み者が、本約款に違反したとき。
  - ⑥その他、当協会がやむを得ない事由があると認めたとき。
- 前項に基づき、当協会が本約款に基づく研修プログラム契約を解約したとき、コンサルテング費、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当協会に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申し込み者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望研修先に対するあらゆるキャンセル料等、当協会の責によらない事由により、当協会に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は、当協会からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当協会に支払うものとします。

## 第14条 (免責事項)

- 当協会は、次に例示するような当協会の責によらない事由により、申し込み者が研修できなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。
  - ①申し込み者の希望研修先が定員に達していない参加できない場合。
  - ②通信事情または希望研修先の事情により、受入れ合意書等の関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。
  - ③申し込み者の成績や実習時間等が希望研修先の受入れ基準に達していないために受け入れの許可が得られなかった場合。又は、当プログラムと提携関係にある米国国務省認定教育財団が定める評定値に達していないため、J-ビザ申請に不可欠なDS フォームの発行をできない場合。
  - ④申し込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入境拒否された場合。
  - ⑤ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
  - ⑥天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の公官署の命令、陸海空における不慮の災難、連送は「渡航機関等の旅行サービス提供の中止、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供、申し込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
  - ⑦申し込み者が、本約款に違反した場合。

- ②申し込み者は渡航後、申し込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは研修先の規則等に違反した場合は責任、損害等は申し込み者個人の負担となり、当協会はその責任を一切負いません。研修中のスポーツ等による事故は、申し込み者本人の責任となり、また、特定のスポーツを行うにあたり加入の予約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、参加費、その他の諸費用、変更手数料等、既に当協会に支払い済みの費用については一切返金されません。
- ③当協会は、希望研修先から当協会に送られてきた最新資料に基づき研修プログラムを提供しますが、当協会の責によらず、希望研修先の事情による研修内容の変更、滞在先の変更、その他研修内容に関する変更については一切その責任を負いません。

## 第15条 (損害の負担)

当協会は、当協会の責によらない事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

## 第16条 (守秘義務について)

当協会では、申し込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当研修手配の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためにも、当申し込み書記載内容及び海外留学保険の契約内容を現地受け入れ先及び関係機関に開示することがあります。

## 第17条 (個人情報取扱について)

当協会では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

- 個人情報の取得及び利用について  
当協会は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行に必要な限りにおいて利用いたします。当協会は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱を第三者に委託する場合に、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持するために適正な監督を行います。
- 個人情報の利用目的について  
申し込み者が研修相談、申し込み、研修商品及びサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される研修商品やサービスを提供する際に必要となる情報です。また、申し込みをする際には、研修先への派遣手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。その他教育では、よりよい研修商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当協会及び当協会と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内を申し込み者にお届けするため、あるいは、研修帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、申し込み者の個人情報を利用していただく場合があります。なお、申し込み者から提供いただけない個人情報内容によっては、当協会の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。
- 個人情報の第三者提供について  
当協会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当協会は、申し込み者へ研修商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、あらかじめ当協会との間で秘密保持契約を結んでいる企業(現地手数料会社等の業務委託先)に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報第三者に開示することはありません。次の②項と③項のようなお例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。
  - ①申し込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
  - ②法令により開示が求められた場合
  - ③申し込み者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
  - ④統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合
- 個人情報の管理について  
当協会は、個人情報の正確性を確保し、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当協会は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申し込み者が提供した個人情報の内容を、申し込み者の同意を得ずして変更することはいいたしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。
- 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について  
当協会は、申し込み者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当協会の商品やサービスを利用できない場合があります。
- 個人情報の保護管理者  
当協会では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。カウンセラー 山田真史  
連絡先: 03-3267-2224 (代) (平日のみ 10:00~18:00)

## 第18条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所の管轄とするものとします。

## 第19条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

## 第20条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

## 第21条 (免効期日)

本約款の内容は、2014年3月1日以降に申し込まれる研修プログラム契約に適用されます。